

## 閣議決定計画に基づく率先実行

- PCB廃棄物処理基本計画(平成28年7月26日閣議決定)
  - 政府自身が保管・所有する高濃度PCB廃棄物等について率先処理を進めるため、各省庁において、保管・所有状況の調査、実行計画の策定等の取組を進めていくことを規定。
- 関係省庁連絡会議の設置(平成28年11月15日)
  - 関係者の密接な連携の下で基本計画に基づく取組を進めるため、各省局長級で「PCB廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」を設置。



## <関係省庁連絡会議における直近の取組>

### 1. 政府機関等における保有状況の調査・公表

- ◆ 平成30年度末時点における各省庁が保管・所有する高濃度PCB廃棄物等の状況を取りまとめた(別紙1)。

### 2. PCB含有塗膜の把握に係る調査

- ◆ 平成30年11月から、各省庁が自ら保有・管理する施設について、高濃度PCB廃棄物となる塗膜の把握のための調査を開始した。
- ◆ 平成31年3月末時点における調査の進捗状況を取りまとめた。
- ◆ 今後も、定期的に調査の進捗状況を把握していく予定。

## <参考:政府以外の国家機関の状況>

- ◆ 政府以外の国家機関である国会・会計検査院・裁判所において保管・所有する高濃度PCB廃棄物等について、平成30年度末時点の状況を取りまとめた(別紙2)。